

令和2年第2回（10月）

広島県後期高齢者医療広域連合議会定例会会議録

広島県後期高齢者医療広域連合議会

令和2年第2回広島県後期高齢者医療広域連合議会定例会会議録目次

第1日（10月16日）

出席議員	1
欠席議員	1
説明員	1
議事補助員	2
議事日程	2
会議に付した事件	3
開会・開議宣告(午後1時45分)	3
広域連合長の議会招集挨拶	4
日程第1 仮議席の指定について	4
諸般の報告	5
日程第2 議長の選挙について	5
追加議事日程	6
日程第1 議席の指定について	6
会議録署名者の指名	7
日程第2 会期の決定について	7
日程第3 副議長の選挙について	7
日程第4 議案第10号 広島県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任について	9
日程第5 議案第11号 広島県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任について	10
日程第6 議案第12号 専決処分の承認について（令和2年度広島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号））	11
日程第7 議案第13号 専決処分の承認について（広島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正について）	12
日程第8 議案第14号 令和元年度広島県後期高齢者医療広域連合歳入歳出決算認定	14
日程第9 議案第15号 広島県後期高齢者医療広域連合分担金等の督促及び延滞金の徴収に関する条例の一部改正について	24
日程第10 議案第16号 令和2年度広島県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）	25
日程第11 議案第17号 令和2年度広島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）	26
議了宣告	28
広域連合長の閉会挨拶	28

閉会宣告(午後2時51分)	28
会議録署名	29

広島県後期高齢者医療広域連合議会会議録 第31号
令和2年10月16日（金曜日）国保会館6階大会議室

出席議員

1番	今	田	良	治
2番	木	戸	経	康
3番	平	野	太	祐
4番	定	野	和	広
6番	岩	原		昇
7番	大	川	弘	雄
9番	福	原	謙	二
10番	塚	本	裕	三
11番	大	田	祐	介
12番	大	本	千香	子
13番	鈴	木	深由	希
14番	宇江	田	豊	彦
15番	寺	岡	公	章
16番	乗	越	耕	司
17番	井	上	佐智	子
18番	秋	田	雅	朝
19番	酒	永	光	志
20番	山	口	晃	司
21番	久留	島	元	生
22番	諏訪	本		光
23番	光	岡	美	里
25番	山	形	しの	ぶ
26番	信	谷	俊	樹
28番	久保	田	龍	泉

欠席議員

5番	森	本	茂	樹
8番	仁ノ	岡	範	之
24番	富	永		豊
27番	福	田	義	人

説明員

広域連合長	平	谷	祐	宏
代表監査委員	寶	来	伸	夫
広域連合事務局長	熊	野		智

広域連合事務局次長兼総務課長 藤 井 伸 朗
業務課長 恒 次 和 浩
総務課企画財政係長 出 合 真 純
業務課課長補佐兼賦課収納係長 岡 本 巧 一

議事補助員

議会事務局長 金 築 由 美
議会事務局次長 山 口 晶
書記 森 本 真 澄

議事日程（第1号）

（令和2年10月16日 午後1時45分開議）

- 日程第1 仮議席の指定について
日程第2 議長の選挙について
追加議事日程
日程第1 議席の指定について
日程第2 会期の決定について
日程第3 副議長の選挙について
日程第4 議案第10号 広島県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任について
日程第5 議案第11号 広島県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任について
日程第6 議案第12号 専決処分の承認について（令和2年度広島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号））
日程第7 議案第13号 専決処分の承認について（広島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正について）
日程第8 議案第14号 令和元年度広島県後期高齢者医療広域連合歳入歳出決算認定
日程第9 議案第15号 広島県後期高齢者医療広域連合分担金等の督促及び延滞金の徴収に関する条例の一部改正について

日程第 10	議案第 16 号	令和 2 年度広島県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第 1 号）
日程第 11	議案第 17 号	令和 2 年度広島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）

会議に付した事件
議事日程のとおり

午後 1 時 45 分開 会

○広域連合議会事務局長（金築由美）

申し上げます。

本日の定例会は、議長及び副議長が空席となっておりますので、議長が選挙されるまでの間、地方自治法第 107 条の規定によりまして、年長の議員が臨時の議長の職務を行うこととなっております。

出席議員中、海田町の久留島議員が年長でございますので久留島議員に臨時の議長として議事の進行を行っていただきます。どうぞ、よろしくお願いいたします。

○臨時議長（久留島元生）

たびたび、すみません。ただいま紹介いただきました海田町の久留島です。地方自治法第 107 条の規定によりまして、臨時の議長の職務を行います。どうぞよろしくお願いいたします。

ただいまの出席議員 24 名でございます。地方自治法第 113 条により定足数に達しておりますので、ただいまから、令和 2 年第 2 回広島県後期高齢者医療広域連合議会定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。会議の開会に際しまして、広域連合長の挨拶があります。

広域連合長。

◎広域連合長（平谷祐宏）

皆さん、こんにちは。令和2年第2回広域連合の議会の定例会の開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

本日は、本定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様におかれましては、大変御多用のところ御出席をいただきまして、厚くお礼を申し上げます。

また、今年は、新型コロナウイルス感染症の流行により、想像もしえない事態に直面し、各市町におかれましても、感染拡大の防止、そして経済的な対応、また新しい生活様式の普及に懸命に取り組んでおられることと思います。

そのような中において、後期高齢者をはじめとした高齢者の皆様の健康寿命の延伸を図るため、保健事業と介護予防等との一体的実施が施行され、稼働し始めているところです。当広域連合といたしましては、国の動向をしっかりと把握しつつ、市町と関係機関と連携しながら適切な運営に努め、目標の令和6年度までには県内全市町で実施できるよう取り組んで参りたいと思っております。

さて、本定例会では、令和元年度歳入歳出決算認定をはじめ、補正予算等の重要案件を提出させていただいております。

これらの案件につきましては、後ほど御説明申し上げますが、何とぞ慎重をもって御審議の上、議決を賜りますようお願い申し上げます。簡単ではございますが、開会の挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○臨時議長（久留島元生）

本日の議事日程は、お手元に配付しております議事日程（第1号）のとおりでございます。

この日程によって議事を進めて参りたいと思っておりますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○臨時議長（久留島元生）

異議ないものと認めて、この日程で進めさせていただきます。

△ 日程第1 「仮議席の指定について」

○臨時議長（久留島元生）

日程第1「仮議席の指定について」を議題とします。「仮議席」は、ただいま御着席の議席とします。

この際、御報告いたします。一身上の都合により、7名の方から辞職願が提出され、閉会中につき、それぞれ府中市の大本千香子議員については、令和2年5月15日付、広島市の今田良治議員、藤井敏子議員、八軒幹夫議員、山路英男議員については、令和2年6月1日付、呉市の上村臣男議員については、令和2年6月29日付、安芸太田町の矢立孝彦議員については、9月17日付で許可されておりますことを御報告いたします。

△ 日程第2 「議長の選挙について」

○臨時議長（久留島元生）

次に、日程第2「議長の選挙について」を議題とします。お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定によって指名推選にしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○臨時議長（久留島元生）

異議なしと認めます。選挙の方法は、指名推選で行うことに決定しました。お諮りします。指名は、臨時の議長において行いたいと思っております。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○臨時議長（久留島元生）

異議なしと認めます。臨時議長が指名することに決定しました。それでは、議長に1番今田議員を指名します。お諮りいたします。1番今田議員を議長の当選人と定めることに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○臨時議長(久留島元生)

異議なしと認めます。よって、1番今田議員が議長に当選されました。ただいま議長に当選されました今田議員が議場におられますので、当選の告知をします。以上で私の議事進行の職務を終わり、議長に交代させていただきます。御協力ありがとうございました。

○議長(今田良治)

ただいま議長に選出いただきました今田でございます。

それでは、一言御挨拶させていただきます。

この度は、引き続き広域連合議会の議長に御推挙いただき、身の引き締まる思いでございます。

今後とも議員各位の御支援と御協力を賜りながら、広島県後期高齢者医療広域連合の円滑な議会運営を心がけたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長(今田良治)

本日の議事日程は、お手元にお配りしている追加議事日程(第1号の追加1)でございます。この追加議事日程により議事を進めて参りたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(今田良治)

御異議ないものと認めて、この日程を進めさせていただきます。

△ 日程第1 「議席の指定について」

○議長(今田良治)

それでは、日程第1「議席の指定について」ですが、議席は、会議規則第4条第1項により議長が指定いたします。

議席は、現在着席されている席とします。なお、本日の会議録署名議員として18番秋田議員、20番山口議員を指名いたします。

△ 日程第2 「会期の決定について」

○議長（今田良治）

それでは、日程第2「会期の決定について」を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期を本日1日間としたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（今田良治）

御異議なしと認めます。よって、会期を本日1日間と決定いたします。

△ 日程第3 「副議長の選挙について」

○議長（今田良治）

次に、日程第3「副議長の選挙について」を議題とします。お諮りします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定によって指名推選をしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（今田良治）

御異議なしと認めます。選挙の方法は、指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。指名は、議長において行いたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(今田良治)

御異議なしと認めます。議長が指名することに決定しました。それでは、副議長に10番塚本議員を指名いたします。お諮りします。10番塚本議員を副議長の当選人と定めることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(今田良治)

御異議なしと認めます。よって、10番塚本議員が副議長に当選されました。ただいま副議長に当選されました塚本議員が議場におられますので、当選の告知をします。それでは、塚本議員を紹介します。

○副議長(塚本裕三)

ただいま副議長に選出いただきました塚本でございます。一言御挨拶をさせていただきます。

この度、皆様に副議長に御推挙いただきまして、誠に光栄に存じます。微力ではございますが、皆様の御指導、御鞭撻を賜りながら、議長の補佐役として、広島県後期高齢者医療広域連合議会の円滑な運営に寄与できますよう努めて参りますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長(今田良治)

この際、御報告いたします。理事者側の説明員として、平谷広域連合長、寶来代表監査委員、熊野広域連合事務局長、藤井事務局次長兼総務課長、恒次業務課長、総務課出合企画財政係長、業務課岡本課長補佐兼賦課収納係長を呼んでおりますことを御報告申し上げます。

また、議場配付いたしました「例月出納検査」結果について、監査委員から議長あての報告書の提出がありましたので御報告いたします。

△ 日程第4 「議案第10号 広島県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任について」

○議長（今田良治）

次に日程第4「議案第10号 広島県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任について」を議題といたします。地方自治法第117条の規定により、6番岩原昇議員の退席を求めます。

○議長（今田良治）

本件の説明を求めます。

◎広域連合長（平谷祐宏）

議長。広域連合長です。（挙手）

○議長（今田良治）

広域連合長。

◎広域連合長（平谷祐宏）

ただいま上程をされました議案第10号について御説明を申し上げます。本案は、上村臣男氏の監査委員の辞職に伴いまして、現在欠員となっております広域連合議員選出の監査委員として岩原昇氏を選任することについて、御同意をお願いするものでございます。

議案書の履歴書にございますように、岩原昇氏は、現在、呉市議会副議長の職を務めておられ、知識、経験ともに豊かな方であることから、広域連合監査委員として適任と存じます。

何とぞ御同意を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（今田良治）

本件は、事後の議事手続を省略して直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（今田良治）

御異議なしと認めます。

本件を採決いたします。本件を同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（今田良治）

御異議はないと認めます。よって、本件は同意されました。退席中の岩原議員の入場を許可します。

○議長（今田良治）

岩原昇議員の選任については、同意されました。

△ 日程第5 「議案第11号 広島県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任について」

○議長（今田良治）

次に日程第5「議案第11号 広島県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任について」を議題とします。

本件の説明を求めます。

◎広域連合長（平谷祐宏）

議長。（挙手）

○議長（今田良治）

広域連合長。

◎広域連合長（平谷祐宏）

ただ今上程されました議案第11号につきまして、御説明申し上げます。

本案は、空席となっております副広域連合長の選任について御同意をお願いするものでございます。議案書の履歴書にございますように、箕野博司氏は、現在、北広島町長として御活躍中であり、学識、経験ともに豊かな方で副広域連合長として適任と存じます。

何とぞ、御同意を賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（今田良治）

本件は、事後の議事手続を省略して直ちに採決したいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（今田良治）

御異議なしと認めます。本件を採決いたします。本件を同意することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（今田良治）

御異議がないと認めます。よって、本件は同意されました。

△ 日程第6 「議案第12号 専決処分の承認について（令和2年度広島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」

○議長（今田良治）

次に日程第6「議案第12号 専決処分の承認について（令和2年度広島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」を議題とします。

本件の説明を求めます。

◎広域連合事務局長（熊野智）

議長。（挙手）

○議長（今田良治）

広域連合事務局長。

◎広域連合事務局長（熊野智）

ただいま上程されました議案につきまして、御説明申し上げます。「議案第12号 専決処分の承認について（令和2年度広島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」について、でございます。議案書の1ページをお開きください。

これは、新型コロナウイルス感染症に感染または感染の疑いのある被保険者に対して支給する傷病手当金について早期に対応するため、令和2年4月23日付で必要となる経費について補正したものです。なお、この専決処分については、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、地方自治法第292条において準用する同法第179条第1項の規定により専決処分を行ったものでございます。

4ページ、5ページの「第1表 歳入歳出予算補正」ですが、まず5ページの歳出を御覧ください。

「2款 保険給付費」「4項 傷病手当金」に300万円を追加するとともに、この費用の財源として、同額を4ページの歳入、「2款 国庫支出金」「2項 国庫補助金」へ追加しております。

以上、上程されました議案につきまして概要を御説明申し上げました。御審議の上、御議決を賜りますよう、よろしく申し上げます。

○議長（今田良治）

本件の質疑については、発言の通告がありませんので、本件質疑を終結します。

次に討論ですが、発言の通告がありませんので、本件討論を終結します。

本件を採決いたします。本件は、原案のとおり承認することに賛成の方の御起立を願います。

（賛成者起立）

起立総員。よって、本件は承認されました。

△ 日程第7 「議案第13号 専決処分の承認について（広島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正について）」

○議長（今田良治）

次に日程第7「議案第13号 専決処分の承認について（広島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正について）」を議題とします。

本件の説明を求めます。

◎広域連合事務局長（熊野智）
議長。（挙手）

○議長（今田良治）
広域連合事務局長。

◎広域連合事務局長（熊野智）

ただいま上程されました議案につきまして、御説明申し上げます。

「議案第 13 号 専決処分の承認について（広島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正について）」でございます。

議案書の 6 ページをお開きください。広島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について、地方自治法第 292 条において準用する同法第 179 条第 1 項の規定に基づき、専決処分をしたので同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求めます。

専決処分の内容につきましては、別冊 1 の「令和 2 年第 2 回広域連合議会定例会議案資料」で説明させていただきます。

別冊 1 の 1 ページをお開きください。「1 趣旨」を御覧ください。新型コロナウイルス感染症対策本部における「新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策 第 2 弾」により厚生労働省からの傷病手当金の支給の検討について要請を受けたことにより、感染症の拡大防止の観点から、被保険者が感染した場合などに休みやすい環境の整備として傷病手当金を支給するため、必要な改正を行うものでございます。

「2 内容」を御覧ください。「（1）対象者」ですが、給与等の支払を受けている被保険者のうち、感染症に感染し、又は感染が疑われ、療養のため労務に服することができない者とするものでございます。

「（2）支給対象となる日」ですが、労務に服することができなくなった日から起算して 3 日を経過した日から労務に服することができない期間のうち、労務に服することを予定していた日とするものでございます。

「（3）支給額」ですが、直近の継続した 3 か月間の給与等の収入の合計額を就労日数で除した金額に、3 分の 2 を乗じて 1 日当たりの支給額を算出し、これに就労予定日の日数を乗じて算出するものでございます。

「（4）適用期間」ですが、令和 2 年 1 月 1 日から規則で定める日までの間で労務に服することができない期間、ただし、入院が継続する場合等は最長 1 年 6 か月間とするものでございます。

「（5）受付開始日」ですが、令和 2 年 5 月 1 日でございます。

「（６）財源措置」ですが、傷病手当金の支給に要した費用については、国が特別調整交付金による財政支援を行うものでございます。

「３ 専決処分した日」ですが、令和２年４月２４日でございます。

以上、上程されました議案につきまして、概要を御説明申し上げます。

御審議の上、承認を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

△ 日程第８ 「議案第１４号 令和元年度広島県後期高齢者医療広域連合歳入歳出決算認定」

○議長（今田良治）

次に日程第８「議案第１４号 令和元年度広島県後期高齢者医療広域連合歳入歳出決算認定」を議題とします。

本件の説明を求めます。

◎広域連合事務局長（熊野智）

議長、事務局長です。（挙手）

○議長（今田良治）

事務局長。

◎広域連合事務局長（熊野智）

「議案第１４号 令和元年度広島県後期高齢者医療広域連合歳入歳出決算認定」につきまして、御説明申し上げます。

私が「議案書」について説明し、別冊２の「令和元年度歳入歳出決算書附属書類」及び別冊３の「令和元年度主要な施策の成果説明書」については、事務局次長及び業務課長から御説明申し上げます。

議案書の１１ページ、１２ページをお開きください。

一番下の合計欄ですが、「予算現額」が１３億１,１７２万９千円、「調定額」「収入済額」ともに１３億１,１５６万７,２３０円です。

１３ページ、１４ページをお開きください。歳出でございます。同じく一番下の合計欄ですが、「予算現額」が１３億１,１７２万９千円、「支出済額」が１２億５３３万９,４５９円、「不用額」が１億６３８万９,５４１円です。

先ほどの歳入の「収入済額」からこの「支出済額」を差し引いた、「歳入歳出差引残額」は、表の下、欄外に記載しておりますとおり1億622万7,771円となり、令和2年度に繰り越しいたします。

以上、議案書の一般会計について、御説明申し上げます。

次に、附属書類について、事務局次長から御説明申し上げます。

◎広域連合事務局次長（藤井伸朗）

議長。（挙手）

○議長（今田良治）

広域連合事務局次長。

◎広域連合事務局次長（藤井伸朗）

それでは、お手元の別冊の2「歳入歳出決算書附属書類」の一般会計について、御説明いたします。

恐れ入りますが座って説明をさせていただきます。それでは別冊の2、1ページ、2ページを御覧ください。こちら歳入になります。表の方ですが、「1款 分担金及び負担金」の右のページ、「収入済額」、こちらの方は12億4,608万7,392円で、全額が23市町からの事務費分賦金です。こちら、備考欄の方に書いてあります。

続きまして、「2款 国庫支出金」の「収入済額」は28万6,537円で、このうち5万2千円、右の収入済額の表になりますけれども、後期高齢者医療制度事業費補助金で、こちら厚生労働省主催会議への参加に要した経費について交付をされたものです。

残りの23万4,537円が調整交付金、備考欄のところにありますが、これが運営審議会に係る経費について交付をされたものです。

続きまして「3款 財産収入」、これは、基金の運用による利子収入でございます。続きまして、「収入済額」、右のページですが、こちらが2万6,504円です。

続きまして「5款 繰越金」、下の方になりますが、これは、平成30年度の歳計剰余金で、「収入済額」、右のページですが、は6,509万8,933円になります。

続きまして、歳出について説明をいたします。それでは、5ページ、6ページ恐れ入りますがお開きください。

歳出です。まず、表の一番上、「1款 議会費」になりますが、右のページ、「支出済額」、こちらの方が79万117円で、その右「不用額」はですね、188万4,883円となっております。続きまして「2款 総務費」、これは、事務費全体や給料等負担金、事務所の借上経費等を含む総務管理費並びに選挙費及び監査委員費で、「支出済額」こちらは6ページの中ほどになりますが、「支出

済額」は、3億5,968万5,580円、「不用額」、その右ですが、これは1,337万420円です。

続きまして、恐れ入りますが、9ページ、10ページの方をお開きください。中ほど「3款 民生費」。こちらは、特別会計への事務費も繰出金で、「支出済額」、右の表の方になりますが、8億4,486万3,762円、「不用額」その右ですが、8,597万1,238円です。この不用額が生じた要因は、特別会計の事務費のうち、役務費、委託料等において、見込みを下回ったことなどによるものです。

続きまして、恐れ入りますが、次のページ、11ページをお開きください。一般会計の「令和元年度実質収支に関する調書」になります。議案書の方で説明したように、3のところ「歳入歳出差引額」及び5のところですね、「実質収支額」ともに1億622万7千円です。一般会計の説明は、以上でございます。

◎広域連合事務局長（熊野智）

議長。（挙手）

○議長（今田良治）

広域連合事務局長。

◎広域連合事務局長（熊野智）

次に、特別会計の決算について御説明申し上げます。議案書の15ページ、16ページをお開きください。歳入でございます。表の一番下の欄ですが「予算現額」が4,219億3,769万5千円、「調定額」が4,191億9,606万3,734円、「収入済額」が4,191億36万8,565円、「不納欠損額」が109万6,937円、「収入未済額」が9,459万8,232円です。17ページ、18ページをお開きください。歳出でございます。表の一番下の欄ですが、「予算現額」が4,219億3,769万5千円、「支出済額」が4,145億7,954万4,626円、「不用額」が73億5,815万374円です。先ほどの歳入の「収入済額」からこの「支出済額」を差し引いた、「歳入歳出差引残額」は、表の下、欄外に記載していますとおり45億2,082万3,939円となり、これを令和2年度に繰り越しいたします。以上、議案書の特別会計について御説明申し上げます。次に、附属書類については、業務課長から御説明申し上げます。

◎業務課長（恒次和浩）

議長。（挙手）

○議長（今田良治）

業務課長。

◎業務課長（恒次和浩）

それでは、別冊2「歳入歳出決算書附属書類」の後期高齢者医療特別会計について、御説明申し上げます。恐れ入りますが、座って説明させていただきます。

12ページ、13ページをお開きください。

「1款 市町支出金」は、市町が被保険者から徴収した保険料、医療給付費の12分の1相当分の市町負担金で、「収入済額」が696億3,902万5,654円です。

「2款 国庫支出金」は、医療給付費の12分の3相当分の国庫負担金、広域連合間の財政調整を目的として交付される調整交付金などの国庫補助金で、「収入済額」が1,400億820万4,886円です。

続いて、14ページ、15ページをお開きください。「3款 県支出金」は、医療給付費の12分の1相当分及び高額医療給付費に対する県負担金で、「収入済額」が342億6,814万373円です。「4款 支払基金交付金」は、医療給付費の10分の4に相当する現役世代の後期高齢者医療制度への負担金で、「収入済額」が1,674億85万2,084円です。

続いて、16ページ、17ページをお開きください。「5款 特別高額医療費共同事業交付金」は、著しく高額な医療給付費が発生した場合に、国保中央会から交付される交付金で、「収入済額」が8,050万4,608円です。「7款 繰入金」は全額が特別会計事務費の一般会計からの繰入金で、「収入済額」は8億4,486万3,762円です。「10款 諸収入」は、延滞金、第三者納付金、返納金等を収入したもので、「収入済額」は5億4,243万6,526円で、「不納欠損額」が109万6,937円、「収入未済額」が9,459万8,232円です。第三者納付金、返納金の収入未済分につきましては、今後も適切な事務処理により、回収に努めてまいります。また、返納金における不納欠損額につきましては、過去に発生した収入未済であり、督促等、徴収事務を行ったものの収入されなかったため、地方自治法の規定に基づき、5年の経過により消滅時効となったものです。

続きまして、歳出について御説明いたします。20ページ、21ページをお開きください。「1款 総務費」は、給付事業等の運営のための事務経費で、「支出済額」は8億4,626万2,370円、「不用額」は4,846万8,630円です。不用額を生じた主な原因は、郵便料、レセプト管理業務委託料、療養費支給申請書内容点検業務委託料等において見込みを下回ったことが主な要因です。

「2款 保険給付費」は、療養給付費などの保険給付に係る経費で、「支出済額」は4,073億9,944万5,388円、「不用額」は71億7,506万9,612円です。不用額が生じた主な要因は、平成30・令和元年度の保険料率の設定を行った際、令和元年度の1人当たりの医療給付費の伸び率を、対前年度1.0パーセント増と見込みましたが、0.4パーセント増となり、見込みを下回ったことによるものです。

続いて、22 ページ、23 ページをお開きください。「3 款 特別高額医療費共同事業拠出金」は、国保中央会が実施している共同事業に対する拠出金で、「支出済額」は9,160 万 8,772 円、「不用額」は1,521 万 7,228 円です。

続いて、24 ページ、25 ページをお開きください。「4 款 保健事業費」は、市町が実施した健康診査事業、長寿・健康増進事業、低栄養防止・重症化予防等推進事業に対する補助金、広域連合が実施した後発医薬品差額通知・歯科健康診査業務委託料等で、「支出済額」は4 億 263 万 8,102 円、「不用額」は8,420 万 1,898 円です。

続いて、28 ページをお開きください。特別会計の「令和元年度実質収支に関する調書」です。議案書でも説明いたしましたとおり、「3 歳入歳出差引額」, 「5 実質収支額」とも45 億 2,082 万 3 千円です。

続いて、29 ページをお開きください。「財産に関する調書」ですが、「4 基金」につきましては、令和元年度末時点での基金残高は、「財政調整基金」が3 億 638 万 4 千円、「後期高齢者医療給付準備基金」が106 億 9,852 万 6 千円となっております。

以上で「歳入歳出決算書附属書類」の説明を終わらせていただきます。

◎広域連合事務局次長（藤井伸朗）
議長。（挙手）

○議長（今田良治）
広域連合事務局次長。

◎広域連合事務局次長（藤井伸朗）

はい、それでは続きまして、別冊の3 の方になります「主要な施策の成果説明書」について、このうち主なものを御説明します。

恐れ入りますが、座って説明の方させていただきます。

それでは、別冊の3, 17 ページの方をお開きください。ちょっと横向きになっております。「(3) 医療費適正化対策事業」です。表の上段、「レセプト点検」では、全てのレセプト内容のチェックを行い、返戻や再審査、交通事故など第三者への求償等が必要と思われるレセプトの抽出などを行いました。下の表、参考のとおり、総点検件数は、1,361 万 934 件で、事業費は9,688 万 8,888 円です。続きまして、表の2 段目の「医療費通知」ですが、これは、受診年月、医療機関名、日数、医療費の総額等を掲載した明細書を、被保険者に年2 回、延べ約79 万件通知しました。事業費は、5,522 万 3,306 円です。

次のページをお開きください、18 ページ。「療養費支給申請書内容点検」ですが、こちらは、柔道整復、鍼、きゅう、あん摩・マッサージに係る療養費の内容点検や、被保険者への照会による申請内容の調査を行いました。

続きまして、23 ページをお開きください。「(7) 健康診査事業」です。事業費は、表の上ですが、1 億 8,893 万 2,545 円です。事業の内容としまして、1 の健康診査事業です。これは、市町が実施した健康診査に対して、補助金の交付を行ったものです。令和元年度の受診者数、表の中ですが、合計 4 万 4,579 人、受診率は 12.57 パーセントでした。これは、前年度に比べ、受診者が 3,017 人、受診率 0.52 ポイント増加をしております。

続きまして、24 ページをお開きください。一番上、2 の「歯科健康診査事業（市町補助分）」です。これは、市町が行った歯科健康診査に対して、補助金の交付を行ったものです。令和元年度の受診者数は 331 人、受診率は 0.08 パーセントでした。その下、3 の「歯科健康診査事業（広域連合実施分）」です。これは、県内全市町を対象に、年齢到達により新たに後期高齢者医療に加入した被保険者、こちらを対象とするもので、更なる受診機会の拡充を図ることを目的として実施をしたもので、令和元年度の受診者数は 4,246 人です。引き続き、市町の取組に協力し、受診率の向上に努めてまいりたいと考えております。

25 ページ、次のページを御覧ください。「(8) 後発医薬品（ジェネリック医薬品）使用促進事業」です。「後発医薬品（ジェネリック）の周知」ですが、その下の表の中ですが、これは、「ジェネリック医薬品希望カード」の配布により、周知と使用促進を図ったものです。事業費は 145 万 2,952 円です。次に、その下「後発医薬品差額通知」です。後発医薬品を利用した場合の先発医薬品との薬剤料の差額について、下の表の元年度のところですが、約 4 万 5 千人、令和元年 4 月診療分から抽出しております。約 4 万 5 千人に通知を行いまして、44.5 パーセントにあたる 2 万 353 人が後発医薬品への切替を行いました。これに伴う年間財政効果の推計額、こちらは、約 4 億 2 千万円と試算しています。なお、事業費は、715 万円です。

次のページ、26 ページをお開きください。「(9) 重複・頻回受診者訪問指導事業」です。これは、枠内下のコメ印にある選考基準によりまして、重複受診者あるいは、頻回受診者に対して、保健師等による訪問指導の方を行いまして、適正受診の促進を図ったものです。令和元年度、74 人に訪問指導を行いまして、このうち 59.5 パーセントにあたる 44 人の状況が改善されております。事業費は、174 万 4,600 円です。

続きまして、次のページの 27 ページを御覧ください。「(10) 健康増進費補助事業」です。その下の表、1 の長寿・健康増進事業は、生活習慣病の早期発見による重症化予防のために市町が実施した健康診査、健康保持・増進のための保健指導等、人間ドック、鍼・きゅう及び個別健診等に対して、右下の事業費合計、延べ 1 億 6,352 万 6,005 円の補助金を交付したものです。

28 ページをお開きください。2 の低栄養防止・重症化予防等推進事業では、加齢に伴う低栄養及び心身機能の低下並びに生活習慣病等の重症化の進行予防を目的としまして、保健師等による訪問指導を実施した 4 市 1 町に対して、延

べ3,983万2千円の補助金を交付したものです。別冊3の説明は以上になります。

なお、別冊4の方にですね、監査委員の意見書を添付しておりますが、令和元年度の歳入歳出決算書等については、この8月20日に監査委員の審査をいただき、いずれも関係法令に準拠して作成され、計数は正確であり、予算の執行は、適正であると認めていただいております。

以上で、「議案第14号 令和元年度広島県後期高齢者医療広域連合歳入歳出決算認定」についての説明を終わらせていただきます。御審議の上、認定を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（今田良治）

これより質疑を行います。

議案第14号につきまして、通告がございましたので、発言を許可いたします。

◆11番（大田祐介議員）

議長。（挙手）

○議長（今田良治）

11番大田祐介議員。

◆11番（大田祐介議員）

失礼いたします。福山市議会議員の大田でございます。

「議案第14号 令和元年度広島県後期高齢者医療広域連合歳入歳出決算認定」について、お伺いいたします。

具体的には、別冊3「令和元年度主要な施策の成果説明書」の17ページにあります「医療費適正化対策事業」です。

団塊の世代の方が後期高齢者となることによる「2025年問題」が間近に迫り、医療費の急増が懸念されております。これにより、政府の「全世代型社会保障検討会議」では、昨年度末の中間報告において、後期高齢者の方の窓口負担割合の2割負担導入についても明記されております。

このことから、「主要な施策の成果説明書」の「事業の成果」にも記載のとおり、後期高齢者医療制度の安定運営が必要であると考えます。

そこで、この医療制度の安定運営のための事業である医療費適正化対策事業について、その内容として、レセプト点検、医療費通知、療養費支給申請書内容点検がありますが、それぞれの事業における具体的な事業内容と、その成果、費用対効果について、お伺いをいたします。

○議長（今田良治）

当局の答弁を求めます。

◎広域連合事務局長（熊野智）
議長。（挙手）

○議長（今田良治）
広域連合事務局長。

◎広域連合事務局長（熊野智）

お答えいたします。まず、第1点目は、レセプト点検業務について、でございます。レセプト点検業務につきましては、広島県国民健康保険団体連合会に委託しており、複数月に渡ったレセプトの審査を行っております。

この審査では、1か月のレセプト点検では確認できない、3か月に1回しか認められない検査を複数月に渡って行っていないかなどの点検を行っております。

レセプト点検の結果につきましては、毎月、同連合会から報告を受けているところでございます。令和元年度では、レセプトの修正による過誤調整として、2万3,893件、金額にして13億7,261万7千円、交通事故などによる加害者に請求する第三者行為求償として、3,086件、金額で4億4,323万6千円の返戻がございます。当広域連合としていたしましては、同連合会への業務委託料、9,688万8,888円に対しまして、約18億円の返戻があるなどの経費的な効果があると考えております。

2点目の医療費通知につきましては、被保険者の方に通知をし、医療費の内容について確認を求めることで、医療機関等による診療報酬の不正請求の防止だけでなく、被保険者の方の医療費に対するコスト意識や御自身の健康に対する管理意識の高揚を図ることも目的としております。

令和元年度では、平成31年1月から令和元年10月診療分として40万4,193通を令和2年1月に、令和元年11月・12月診療分として39万804通を令和2年3月に、合計79万4,997通を発送いたしました。

当広域連合といたしましては、医療費通知により財政の健全な運営や被保険者の方の健康の保持・増進などにつながるものと考えております。

3点目の療養費支給申請書内容点検業務につきましては、広島県国民健康保険団体連合会ではなく、民間事業者へ委託して実施しておりまして、申請書の内容点検や画像化のほかに、主な業務としては、被保険者の方への文書による照会を行っております。

令和元年度では、柔道整復分といたしまして、1,044件、鍼・きゅう・あん摩・マッサージ分といたしまして、1,395件の文書による照会を行いました。

文書による照会は、施術所による療養費の不正請求への対応として行っていることから、今後は、調査に係る期間や対象者の拡充などを図ってまいりたいと考えております。

高齢化による被保険者数や医療費の増加など、後期高齢者医療制度を取り巻く環境は厳しいものがございますが、当広域連合といたしましては、被保険者の方々が、安心して日々の生活が営めるよう、本医療制度の安定的な運営のため、医療費適正化対策事業に引き続き取り組んでまいりたいと考えております。以上です。

○11番（大田祐介議員）

議長。（挙手）

○議長（今田良治）

11番大田祐介議員。

○11番（大田祐介議員）

はい、窓口負担割合の2割負担導入などが議論される中で、被保険者の方の負担軽減には、やはり健康寿命の延伸が重要と考えております。

そのためには、被保険者の方への保健業務の推進と併せて、医療費適正化対策事業につきましても、引き続き積極的に取り組んでいかれることを要望いたします。

また、医療費適正化対策事業を推進していくためには、広島県国保連合会との業務連携が不可欠と考えます。事業を推進していくためにも、広域連合におかれましては、広島県国保連合会への業務管理を適切に行われるよう、併せて要望いたします。

以上で、決算認定に関する質疑は終わります。

続いて、今後の取り組みについて一点要望させていただきますが、来年の3月からマイナンバーカードと保険証の紐付けが始まります。もう既に始まっておりますが、マイナンバーカードが保険証として使えるようになります。その紐付けがもう既に各市町で始まっておりますが、今、マイナポイントの影響で各市町においてマイナンバーカードの交付申請が伸びておると聞いておりますので、それに合わせて、是非保険証の紐付けも合わせて取り組みを広域連合として、各市町にしっかり要請をしていただきたいと思います。とっております。

その理由として、来年10月からこのマイナンバーカードから薬剤情報であるとか、医療費のデータ、特定健診のデータが、被保険者自身が、確認できるようになる予定になっております。それによって、レセプト点検の更なる効率化であるとか、今まで医療費通知をしておりましたけど、その必要性がだんだん薄れていくとか、それぞれ被保険者が健康データに関心を持たれて更なる健康増進が進むとか、さまざまな効果が期待できます。

これが、この後期高齢者医療に限らず国保会計においても同様のことが言えると思いますので、今日、各市町の議員さんお揃いですので、各市町に帰られてもですね、是非このマイナンバーカードと保険証紐付けを進めるよう、取り組むよう、要望するよう、取り組んでいただきたいと、お願いをして、質疑を終わりたいと思いますが、要望ですので、当局の答弁は必要となりません。以上です。

○議長（今田良治）

本件については、他に発言の通告がありませんので、以上で本件質疑を終結いたします。

次に討論ですが、発言の通告がありませんので、本件討論を終結します。

本件を採決いたします。本件を原案のとおり認定することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（今田良治）

起立総員、よって本案は認定されました。

○議長（今田良治）

次に、日程第9「議案第15号」に入る前に、その前の日程第7「議案第13号 専決処分の承認について（広島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正について）」にですね、承認をいただくことを忘れておりましたので、ちょっと戻らせてもらいます。大変申し訳ございません。

本件については、発言の通告がありませんので、本件質疑を終結します。

次に討論ですが、発言の通告がありませんので、本件討論を終結します。

それでは、本件を採決します。本件を原案のとおり承認することに賛成の方は、御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（今田良治）

起立総員。よって本件は承認されました。大変失礼しました。

△ 日程第9 「議案第15号 広島県後期高齢者医療広域連合分担金等の督促及び延滞金の徴収に関する条例の一部改正について」

○議長（今田良治）

次に、日程第9「議案第15号 広島県後期高齢者医療広域連合分担金等の督促及び延滞金の徴収に関する条例の一部改正について」を議題とします。

本件の説明を求めます。

◎広域連合事務局長（熊野智）

議長。（挙手）

○議長（今田良治）

広域連合事務局長。

◎広域連合事務局長（熊野智）

ただいま上程されました議案につきまして、御説明申し上げます。「議案第15号 広島県後期高齢者医療広域連合分担金等の督促及び延滞金の徴収に関する条例の一部改正について」でございます。

別冊1議案資料の3ページをお開きください。1の「改正の趣旨」でございます。

地方税法の一部が改正され、延滞金の基準となる「特例基準割合」の名称が変更されたことに伴い、所要の改正を行うものでございます。

2の改正内容です。これは、本文中の「特例基準割合」を「延滞金特例基準割合」に改めるものです。

3の施行期日は、令和3年1月1日からです。以上、上程されました議案につきまして、概要を御説明申し上げます。

御審議の上、御議決を賜りますよう、よろしく申し上げます。

○議長（今田良治）

本件の質疑については、発言の通告はありませんので、本件質疑を終結します。次に討論ですが、発言の通告はありませんので、本件討論を終結します。

本件を採決いたします。本件は、原案どおり可決することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（今田良治）

起立総員。よって、本件は可決されました。

△ 日程第 10 「議案第 16 号 令和 2 年度広島県後期高齢者医療広域連
合一般会計補正予算（第 1 号）」

○議長（今田良治）

次に日程第 10「議案第 16 号 令和 2 年度広島県後期高齢者医療広域連合一
般会計補正予算（第 1 号）」を議題とします。

本件の説明を求めます。

◎広域連合事務局次長（藤井伸朗）

議長。（挙手）

○議長（今田良治）

広域連合事務局次長。

◎広域連合事務局次長（藤井伸朗）

はい、「議案第 16 号 令和 2 年度広島県後期高齢者医療広域連合一般会計
補正予算（第 1 号）」について、御説明をいたします。恐れ入りますが、座っ
て説明をさせていただきます。

それでは、議案書の 20 ページをお開きください。一般会計補正予算（第 1
号）は、歳入歳出予算の総額に、それぞれ 1 億 622 万 7 千円を追加し、予算の
総額をそれぞれ 13 億 9,305 万 6 千円とするものです。21 ページをお開きく
ださい。この補正の内容について御説明いたします。

まず、歳入です。「5 款 繰越金」「1 項 繰越金」について、令和元年度
の決算剰余金 1 億 622 万 7 千円を計上したものです。

22 ページを御覧ください。歳出です。「2 款 総務費」「1 項 総務管理
費」について、令和元年度の決算剰余金 1 億 622 万 7 千円を、財政調整基金へ
の積立額として計上したものです。

以上、上程されました議案につきまして概要を説明いたしました。御審議の
上、議決を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（今田良治）

本件の質疑については、発言の通告がありませんので、本件質疑を終結します。

次に討論ですが、発言の通告がありませんので、本件討論を終結します。

本件を採決いたします。本件は、原案のとおり可決することに賛成の方は、御起立願います。

(賛成者起立)

○議長（今田良治）

起立総員。よって、本件は可決されました。

△ 日程第 11 「議案第 17 号 令和 2 年度広島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）」

○議長（今田良治）

次に日程第 11「議案第 17 号 令和 2 年度広島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）」を議題とします。

本件の説明を求めます。

◎広域連合事務局次長（藤井伸朗）

議長。（挙手）

○議長（今田良治）

広域連合事務局次長。

◎広域連合事務局次長（藤井伸朗）

「議案第 17 号 令和 2 年度広島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）」について御説明いたします。恐れ入りますが、座って説明をさせていただきます。

議案書の 23 ページをお開きください。特別会計補正予算（第 2 号）は、歳入歳出予算の総額に、それぞれ 40 億 723 万 7 千円を追加し、予算の総額をそれぞれ 4,260 億 8,277 万 8 千円とするものです。

24 ページを御覧ください。この補正の内容について御説明いたします。まず、歳入です。

「1款 市町支出金」「1項 市町負担金」の7億8,340万6千円、この追加は、令和元年度保険料等及び療養給付費市町負担金の精算に伴う市町からの追加納付額を計上したものです。

「2款 国庫支出金」「1項 国庫負担金」の2,442万9千円の追加は、令和元年度高額医療費負担金の精算に伴う国からの追加交付分を計上したものです。

「3款 県支出金」「1項 県負担金」の2,442万9千円の追加は、令和元年度高額医療費負担金の精算に伴う県からの追加交付分を計上したものです。

「4款 支払基金交付金」「1項 支払基金交付金」の16億6,936万8千円の減額は、令和元年度後期高齢者交付金の過交付分について、令和2年度の当該交付金からの減額により返還する額を計上したものでございます。

「7款 繰入金」「2項 基金繰入金」の3億390万8千円の追加は、歳入と歳出の差額について、後期高齢者医療給付準備基金から繰入する額を計上したものです。

「8款 繰越金」「1項 繰越金」の45億2,082万2千円の追加は、令和元年度の決算剰余金を計上したものです。

「10款 諸収入」「1項 延滞金、加算金及び過料」の28万5千円の追加、及び「3項 雑入」の1,932万6千円の追加は、保険料延滞金、補助金等の精算に伴う、市町からの納付額を計上したものです。

続きまして、25ページをお開きください。歳出です。

「7款 諸支出金」「1項 償還金及び還付加算金」は、医療給付費等の確定等に伴う国、県、市町への返還金40億718万4千円、保険料還付金の精算に伴う広域連合から市町への保険料の還付金及び還付加算金5万3千円の合計額を計上したものです。

以上、上程されました議案につきまして概要を説明いたしました。

御審議の上、議決を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（今田良治）

本件の質疑については、発言の通告はありませんので、本件質疑を終結します。次に討論ですが、発言の通告はありませんので、本件討論を終結します。

本件を採決いたします。本件は、原案どおり可決することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（今田良治）

起立総員。よって、本件は可決されました。

○議長（今田良治）

以上をもちまして、本定例会に付議された事件は、全て議了いたしました。
閉会に当たり、広域連合長の挨拶があります。

◎広域連合長（平谷祐宏）

はい、令和2年第2回広域連合議会定例会の閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

議員各位におかれましては、提案いたしました各議案につきまして、慎重に御審議の上、議決を賜りました。厚くお礼申し上げます。

引き続き、安定した制度の運営に向けまして、今後とも、皆様の格別なる御支援、御協力を賜りますよう改めてお願い申し上げます。閉会の挨拶といたします。本日は大変ありがとうございました。

○議長（今田良治）

議員各位におかれましては、案件について、熱心に御審議いただきまして、無事閉会の運びとなりました。

皆様の御協力に対し、心からお礼申し上げます次第であります。

これをもちまして、本定例会を閉会いたします。

ありがとうございました。

午後2時51分

閉 会

地方自治法第 123 条第 2 項の規定により署名する。

広島県後期高齢者医療広域連合議会議長 今田 良治

広島県後期高齢者医療広域連合議会臨時議長 久留島元生

広島県後期高齢者医療広域連合議会議員 秋田 雅朝

広島県後期高齢者医療広域連合議会議員 山口 晃司